

令和7年度 第70回ユニセフ学校募金趣意書

日本の子どもたちがつないできた ユニセフ学校募金70年

平素よりユニセフ学校募金に、ご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

第二次世界大戦の被害を受け、十分な食べ物も手に入ることのできなかった日本の子どもたちに、ユニセフ（国際連合児童基金）は、1949年からの15年間、粉ミルクや衣類の原料となる原綿、医薬品など、当時の金額で65億円もの支援を行いました。その支援へのお礼の手紙に、子どもたちが添えた大切な10円玉。これが日本におけるユニセフ募金の始まりです。子どもたちのあたたかな思いから始まったユニセフ学校募金は、今年度で70回を数えます。そして日本の子どもたちはこの70年間、世界の子どもたちに心を寄せ、ユニセフ学校募金をつなぎ続けてくれました。

ユニセフは、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を基盤として活動しています。すべての子どもたちに人権があることを国際的に定めたこの条約は、1989年に国連で採択され、これまでに、日本を含む196の国と地域が締結する、世界でもっとも広く受け入れられている人権条約です。

昨今世界に広がる気候変動の影響は、国の境に関係なく顕著となり、深刻な自然災害を引き起こしています。また、多くの国や地域で紛争が続いている。そしてこれらの矢面に立たされるのは、いつも子どもたちや弱い立場にある人びとです。子どもが人間らしく幸せに生き、そして自分の可能性を伸ばしながら健やかに成長するために必要なこと、それが「子どもの権利」です。世界中のすべての子どもたちに等しく守られなければならないのですが、生まれた国や地域、育つ環境によって、生存や成長、教育の機会にも格差があることは否めません。

折しも、こども基本法やこども大綱の成立を背景に、日本においても「子どもの権利」推進の機運が高まっています。今年度、ユニセフ学校募金では、世界中のすべての子どもたちの権利の実現を願い、「日本の子どもたちがつないできた ユニセフ学校募金70年」をテーマに活動してまいります。お送りするポスターでは、「いまもむかしも すべての子どもに [] を。」と空欄を設け、日本の子どもたちに問いかけています。この問いを、主体的で対話的な学びの糸口としていただき、空欄を埋める言葉を、「子どもの権利」の視点から考えて欲しいと願っています。子どもたちは変化を起こす主体です。この問いの解決に向けて子どもたち一人ひとりが考え行動することは、より良い世界を創り出すことにつながっていきます。

ユニセフ学校募金が、世界の仲間たちを支えると同時に、人権が尊重される持続可能な社会の創り手を育む大切な学びの機会となるよう、皆さまのご理解とご支援をお願い申し上げます。



第70回 ユニセフ学校募金にご協力ください

TEL: 03-5789-2014 www.unicef.or.jp

郵便振込口座: 00190-5-31000 (横浜支店) 勘定科目名: 学園料未収入

QRコード

すべての
子どもたちが
つながる
日本ユニセフ協会
70th
日本ユニセフ協会

公益財団法人 日本ユニセフ協会
ユニセフ学校募金委員会委員長
高須幸雄

第70回 ユニセフ学校募金計画

1. 募金対象 全国の幼稚園、こども園、保育園、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修・各種学校などの園児、児童、生徒、学生、教職員、保護者
2. 募金期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 募金のねらい 及び 実施方法
 - (1) ユニセフ学校募金を通して、日本の子どもたちが世界の子どもたちとつながり、同じ地球の仲間としてできることを考える機会とする。そのために、各校にお届けするユニセフ活動資料をもとに、学校の実情にあった方法で募金活動を実施していただく。
 - (2) ユニセフ・キャラバン・キャンペーん、各種研修会、ユニセフ教室（学校への講師派遣）等の活動により、以下に示す点を理解していただき、募金活動への参加を呼び掛ける。
 - ① ユニセフ募金の活動は国連機関への協力であること。
 - ② 募金活動は、学習活動の一環として位置づけられること。
 - ③ 開発途上国をはじめ世界の子どもたちの現状を学ぶことは、子どもたちのグローバルな視野と課題解決への意欲を育むことにつながること。
 - ④ 募金活動についての学習を通して、ユニセフ活動への理解を深め、人権尊重や国際協力の視点を育てること。
 - ⑤ 活動・学習の資料として、「ユニセフ活動の手引き」をお届けしていること。

4. 送金方法

- (1) 「ユニセフ活動の手引き」巻末綴じ込みの払込取扱票で送金していただく。
- (2) 郵便局に備え付けの払込取扱票でも送金可能。
- (3) 口座名：（公財）日本ユニセフ協会 口座番号 00190-5-31000
※ 募金の種類：通常募金、緊急・復興募金、分野・地域指定募金、支援ギフト
※ 送金に関わる手数料が免除される。（郵便局窓口払込みの場合のみ）

5. ユニセフ学校募金委員会

学校募金の活動を主管するユニセフ学校募金委員会は、本協会ユニセフ学校募金委員会規程により、次の通り構成される。

顧問	外務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当（こども政策）大臣
相談役	全国連合小学校長会会长、全日本中学校長会会长、 全国高等学校長協会会长、日本私立小学校連合会会长、 日本私立中学高等学校連合会会长
委員長	公益財団法人日本ユニセフ協会会长
委員	公益財団法人日本ユニセフ協会理事・監事
事務局	公益財団法人日本ユニセフ協会 学校事業部

事務局所在地

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

（公財）日本ユニセフ協会 学校事業部

電話：03-5789-2014 FAX：03-5789-2034

E-mail：se-jcu@unicef.or.jp